平成２２年（フ）第４５号
鳥取県倉吉市中江297番地１　ライラックⅠ103号室
債務者　景山　由紀
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第５３号
鳥取県倉吉市福守町492番地１　みのり大山510号室
債務者　仲治　宏信
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第６５６号
広島市安佐南区川内６丁目23―32―101、住民票上の住所広島市安佐北区深川６丁目５番３号
債務者　山田　美恵
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８１１号
広島市東区曙３丁目３番２―406号
債務者　おおくぼ測器こと　大久保敬三
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６０号
広島県東広島市黒瀬町楢原1396番地５
債務者　後藤ちかげ
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７６号
広島市南区東雲本町１丁目10番28―102号
債務者　桑本　正臣
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８７９号
広島県安芸郡熊野町東山８番19―102号
債務者　木村百合子
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９７号
広島県東広島市八本松町正力44―257、住民票上の住所広島県東広島市八本松飯田５丁目18番46―16号
債務者　佐々木　武
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８号
福岡県久留米市善導寺町与田60番地１　餅栗住宅２棟505号
債務者　有馬　智樹
１　決定年月日時　平成22年６月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２３４号
沖縄県那覇市字安謝23番地
債務者　比嘉　　薫
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３７号
沖縄県中頭郡西原町字翁長522番地の３　嶺設備ビル501号
債務者　玉那覇康亨
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３８号
沖縄県糸満市西崎２丁目３番24―402号　キャッスルプリーザント
債務者　仲吉真紀子（旧姓玉那覇）
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５１号
沖縄県那覇市首里石嶺町１―123―12
債務者　新里　　真
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２５９号
沖縄県中頭郡西原町字翁長670番地の５　豊和マンション210号
債務者　平良　育子（旧姓城間）
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３２号
秋田県にかほ市平沢字堺田２番地１
債務者　播磨さやか
１　決定年月日時　平成22年６月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１６９号
福島市南町573番地の１　阿武隈荘１階西
債務者　菅家　利正
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
千葉県山武市沖渡669番地４
債務者　大久保ユミ
１　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係